

る。
別記第12号様式中「身体障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書」を「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書」に、「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に、「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員住宅管理規程（昭和41年熊本県訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の1号を加える。

（5）入居の日から10年を経過したとき。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第12条関係）

名称	位置	貸借料（月額）
熊本県職員保田窪住宅	熊本市新大江三丁目19番11号	4,500円
熊本県職員黒髪住宅	熊本市黒髪五丁目32番1号	8,000円
熊本県職員黒髪第二住宅	熊本市黒髪五丁目32番1号	8,800円
熊本県職員南熊本住宅	熊本市琴平二丁目3番65号	11,400円
熊本県職員南熊本第二住宅	熊本市琴平二丁目3番64号	36,200円
熊本県職員東町住宅	熊本市東町三丁目12番	38,000円
熊本県職員帯山住宅	熊本市帯山二丁目10番	38,000円
熊本県職員健軍住宅	熊本市尾ノ上四丁目18番128号	38,000円
熊本県職員松橋住宅	下益城郡松橋町大字松橋字築切	7,200円
熊本県職員松橋第二住宅	下益城郡松橋町大字松橋字築切	7,200円
熊本県職員松橋第三住宅	下益城郡松橋町大字松橋	8,100円
熊本県職員玉名住宅	玉名市中字差原	7,500円
熊本県職員玉名築地住宅	玉名市築地字平野	8,800円
熊本県職員山鹿方保田住宅	山鹿市大字方保田字日出	7,200円
熊本県職員菊池住宅	菊池市隈府北城下	6,400円
熊本県職員菊池第二住宅	菊池市隈府北城下	7,200円
熊本県職員一の宮住宅	阿蘇郡一の宮町宮地字福寄	28,600円
熊本県職員矢部住宅	上益城郡矢部町大字上寺字駄鶴	7,400円
熊本県職員矢部第二住宅	上益城郡矢部町大字上寺字駄鶴	8,100円
熊本県職員八代大福寺住宅	八代市大福寺字稲次	7,200円
熊本県職員八代大福寺第二住宅	八代市大福寺字稲次	7,200円
熊本県職員芦北第三住宅	葦北郡芦北町道川内字塘田6番22	13,100円
熊本県職員水俣住宅	水俣市陣内一丁目461番2	13,100円
熊本県職員水俣第二住宅	水俣市陣内一丁目461番3	20,400円
熊本県職員芦北佐敷住宅	葦北郡芦北町大字佐敷字浜田	15,700円
熊本県職員人吉中村前住宅	人吉市西間上町字中村前	7,900円
熊本県職員人吉今宮住宅	人吉市西間上町字今宮	35,000円
（住居専用面積が74.72平方メートルの住宅に限る。）		